

くまもと県北病院 建築設備定期検査業務

仕 様 書

この仕様書は、くまもと県北病院の建築設備定期検査業務に適用し、契約書のほか本仕様書により業務を履行するものとする。

1. 業務内容

- (1) 建築基準法第12条に基づく建築設備の定期報告に必要となる検査の実施。
- (2) 定期検査報告書の作成及び特定行政庁への提出。
- (3) 管理者への指導及び助言

2. 点検対象設備

くまもと県北病院館内

- (1) 排煙設備
- (2) 非常用の照明装置

3. 契約期間.

2025年 9月 1日(月) から 2028年 12月 27日(水)

4. 履行場所

地方独立行政法人くまもと県北病院館内 (熊本県玉名市玉名550番地)

5. 点検項目

機器等の設置数については、別紙を参照し、不明な点がある場合は委託者に申し出て現地にて確認すること。

(1) 排煙設備

- ① 排煙機の作動状況・風量の測定
- ② 排煙口の設置状況・風量の測定
- ③ 手動開放装置の設置状況
- ④ 排煙風道・防火ダンパーの取り付け状況
- ⑤ 自家用発電装置の設置状況

(2) 非常用の照明装置

- ① 器具の点灯および設置状況
- ② 照度測定
- ③ 配線の状況（別置型）
- ④ 蓄電池設備の状況（別置型）
- ⑥ 自家用発電装置の設置・燃料等（別置型）

6 検査作業実施者

検査作業の実施者については、下記の有資格者が行うこと。

- ① 一級建築士・二級建築士
- ② 建築設備検査員

7 報告書の作成及び報告

業務完了後、建築基準法で定められた様式による報告書を速やかに提出するものとする。
また、特定行政庁への報告を行う。

8 その他

- ① 上記のほか法律で定められた検査（総合検査に適合するもの）で必要をみとめたものは、自主的に実施するものとする。
- ② 本業務を行う者は、必要となる資格を有し、検査を行う対象となる設備を熟知していることとする。
- ③ 業務履行にあたり、業務責任者を定めること。また、業務の履行にあたっては当院の監督職員が立ち会うものとする。
- ④ その他これに定めていないものでも疑義が生じたときは、「甲」「乙」協議して定めるものとする。